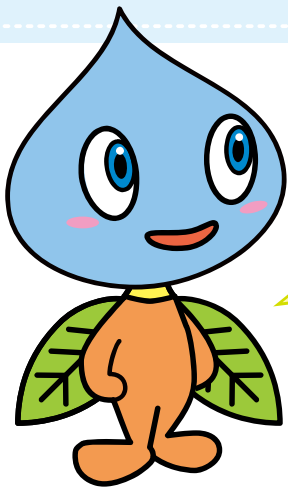


→ 平成24年度水質検査計画を策定しました



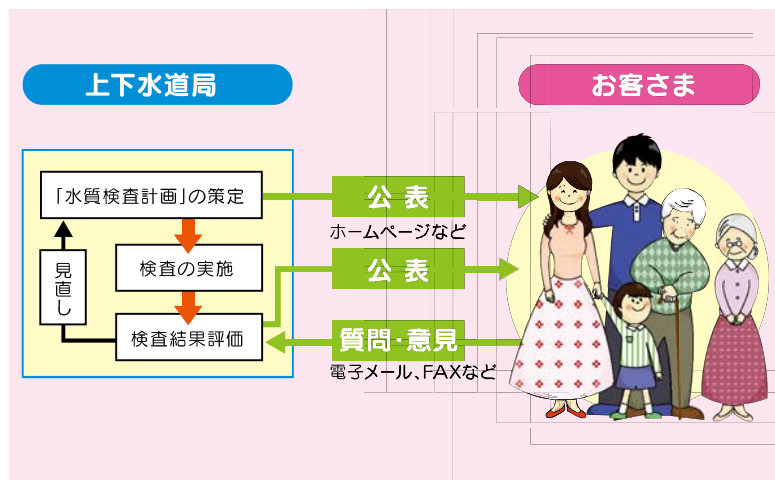
上下水道局では、安全で良質な水をお客さまにお届けするため、相模湖などの水源、浄水場、及び給水栓（じゃ口）で定期的に水質を検査しています。
 水質検査計画は、検査項目、検査をする頻度、検査地点などをお客様にわかりやすく示し、適正で透明性の高い水質検査を実施することを目的に策定しています。



走査型電子顕微鏡

🎯 水質検査計画は、お客さまのご意見を反映しています

水質検査項目に基づいて、平成24年度の水質検査を行い、その結果を公表するとともに、次回の水質検査計画に反映していきます。



➤ 給水栓（じゃ口）の水質基準項目と検査頻度

項目	基準値	過去3年間の最大値 H20.4.1~H23.3.31 (市内11ヶ所)	本市 検査頻度 (回/年)
1 一般細菌	1mL中集落数100以下	2	12
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	12
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.001未満	4
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	4
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	4
8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	4
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	4
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	6.1	12
11 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.14	12
12 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.04	4
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0001未満	4
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.0005	4
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.0002未満	4
16 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.0001	4
17 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0002	4
18 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0001	4
19 ベンゼン	0.01mg/L以下	0.0001未満	4
20 塩素酸	0.6mg/L以下	0.15	12
21 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.001未満	4
22 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.027	4
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	0.008	4
24 ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下	0.0077	4
25 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	4
26 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.034	4
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	0.016	4
28 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.0058	4
29 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.0090	4
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008	4
31 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.028	4
32 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.062	4
33 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.049	4
34 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.007	4
35 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	30	4
36 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.002	4
37 塩化物イオン	200mg/L以下	44	12
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	90	4
39 蒸発残留物	500mg/L以下	230	4
40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.018	4
41 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000003	適宜
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001	適宜
43 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.009	4
44 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	4
45 有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/L以下	0.7	12
46 pH値	5.8以上 8.6以下	7.7	12
47 味	異常でないこと	異常なし	12
48 臭気	異常でないこと	異常なし	12
49 色度	5度以下	1未満	12
50 濁度	2度以下	0.2未満	12

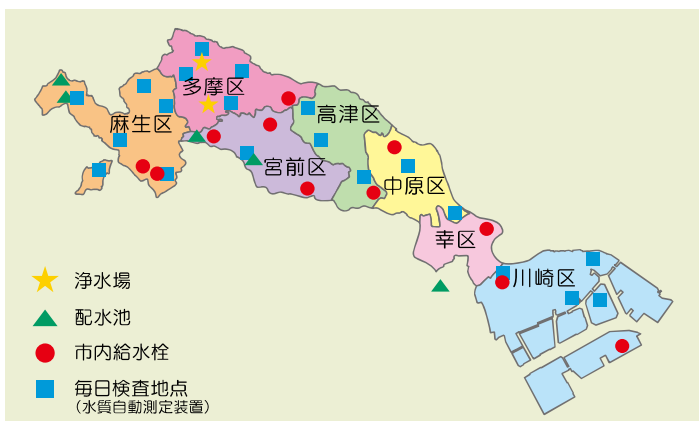
➤ 水質検査マップ

人体への影響や、生活に支障が出るおそれのあるにごり、臭いなどを考慮して、50項目の水質基準項目が定められています。
 上下水道局では、市内11か所で水道水を採水して検査しています。
 なお、水質基準項目の検査は、水道水だけではなく、水源や浄水場の原水（水道水になる前の水）でも行っています。



水道水の色やにごり、消毒の効果(遊離残留塩素)は、市内20か所に設置している水質自動測定装置で測定しています。

水質検査地点概要図



詳細につきましては、上下水道局ホームページをご覧ください。
 水質検査計画に関するご質問・ご意見は下記へお願いいたします。

お問い合わせ 水道水質課 ☎044-911-3005 ㊚044-900-9545

お引っ越しが決まりましたら、お引っ越し日の4~5日前までに営業センターにご連絡ください。